

まだまだ
募集しています!

～次の表紙を飾るのはあなたの写真かも!～

「広報かわぐち」表紙写真 募集中!



皆さんと一緒に親しみのある広報紙を
作るため、表紙写真を募集しています!
たくさんのご応募をお待ちしています。



これまで
皆さんから
ご応募いただいた
写真が表紙を
飾りました♪



テーマ

次のテーマのいずれかに合う、
広報かわぐちの表紙にふさわしい写真

- ☑ 『わたしの好きな川口』
- ☑ 『川口の四季を感じる自然や風景』
- ☑ 『あなたが伝えたい川口の魅力』

川口の魅力や特徴が
伝わる写真を
待ってるきゃぼ♪



最優秀賞 特典(各月1人)

- 広報かわぐち(表紙)への掲載
- きゅぼらんぬいぐるみ

優秀賞 特典(各月1人)

- きゅぼらんぬいぐるみ

詳細は市ホームページの
募集要項をご確認ください▶



スマホやパソコンからも簡単に応募できます♪

応募方法・期間 ※①②どちらかの方法でご応募ください。

- 1 スマートフォンやパソコンから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、応募写真を投稿 ▲申込フォーム
- 2 市ホームページから「「広報かわぐち」表紙写真応募申込書」をダウンロードし必要事項を記入の上、印刷した応募写真を同封し、郵送(必着)または広報課(第一本庁舎6階)窓口へ持参



表紙掲載号	募集期間
7月号、8月号、9月号	5月20日まで 募集中!
10月号、11月号、12月号	6月11日～ 8月20日
令和8年1月号、2月号、3月号	9月11日～11月20日

応募資格 年齢・性別・居住地を問わず、どなたでも

問い合わせ…広報課 ☎048-259-7628 FAX048-258-1119 〒332-8601 青木2-1-1

広報かわぐち 表紙写真募集 検索

定額減税不足額給付金のお知らせ



令和6年分の所得税額が確定することに伴い、令和6年度に実施した定額減税調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じるかたに、定額減税不足額給付I・IIのいずれかを支給します。なお、不足額給付IIにおいては、支給要件を満たすことが証明できる書類を提出できるかたは、市からの通知を待たずに申請することができます。

不足額給付I

(詳細は広報かわぐち7月号に掲載します)

令和6年中の所得の減少や扶養親族の増加などにより定額減税調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じるかたを対象とする「不足額給付I」に関しては現在準備中です。また、対象者や支給額の決定は8月上旬を予定しています。それまでの間、対象となるかなどにはお答えできませんのでご了承ください。

不足額給付II

下記の要件①～④の全てに該当するかたは、不足額給付IIの支給対象となる場合があります。

※非課税世帯等への給付金(要件①のア～ウ)を受け取ったかたは不足額給付IIの対象にはなりません。

支給要件

- 1 アからウの非課税世帯等への給付金をどの自治体からも受け取っていない(かつ、受け取った世帯の世帯員でもない)
 - ア 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円:令和6年1～5月ごろ実施)
 - イ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円:令和6年2～5月ごろ実施)
 - ウ 令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯への給付金(10万円:令和6年7～11月ごろ実施)
- 2 令和7年1月1日に川口市に住居票がある
- 3 令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割の定額減税前の税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であった
- 4 合計所得金額が48万円を超えるかたや事業専従者など、税制度上「扶養親族」に該当しないことから、扶養親族等として定額減税の対象外であった

支給額 4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)

申請受付期間 ①5月1日(木)～6月30日(月)(必着) ②8月上旬(予定)～9月30日(火)(必着)

①の期間中に申請がない場合であっても、市が対象者であることを確認できたかたに対しては通知などを発送する予定です。また、通知などの発送準備のため7月1日(火)から申請受付を一時休止します。

通知などの発送時期や申請受付の再開時期は広報かわぐち7月号に掲載します。

※申請方法・提出書類などの詳細は市ホームページをご確認いただくかコールセンターへご連絡ください。

詳細は
こちら



市ホームページ

問い合わせ…臨時特別給付金コールセンター ☎0120-035-091